官報公示日 令和３年１１月１１日	官報公示日 令和３年１１月１６日	
岐阜労働局最低賃金公示第２号 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。 令和３年11月11日 岐阜労働局長　大地　直美 第４号中「１時間932円」を「１時間951円」に改める。 附　則 この決定は、令和３年12月21日から効力を生ずる。	岐阜労働局最低賃金公示第３号 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。 令和３年11月16日 岐阜労働局長　大地　直美 第４号中「１時間887円」を「１時間907円」に改める。 附　則 この決定は、令和３年12月21日から効力を生ずる。	航空機・同附属品製造業最低賃金は改正しませんので、本年度の公示はありません。

平成20年11月14日　金曜日　官　　報　（号外第250号）

岐阜労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金（平成14年岐阜労働局最低賃金公示第３号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成20年11月14日

岐阜労働局長　藤井龍一郎

岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

1　適用する地域　岐阜県の区域

2　適用する使用者　前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1)　18歳未満又は65歳以上の者

(2)　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの

(3)　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務

ハ　卓上において、手作業により又は小型手持動力機、操作が容易な小型機械若しくは手工具を用いて行う巻線、組線又は組付の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間767円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

附　則

この決定は、平成20年12月17日から効力を生ずる。

岐阜労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成９年岐阜労働基準局最低賃金公示第５号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成20年11月14日

岐阜労働局長　藤井龍一郎

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金

1　適用する地域　岐阜県の区域

2　適用する使用者　前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1)　18歳未満又は65歳以上の者

(2)　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの

(3)　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務

ハ　卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間807円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

附　則

この決定は、平成20年12月17日から効力を生ずる。

岐阜労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金（平成９年岐阜労働基準局最低賃金公示第２号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成20年11月14日

岐阜労働局長　藤井龍一郎

岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金

1　適用する地域　岐阜県の区域

2　適用する使用者　前号の地域内で航空機・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が航空機・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1)　18歳未満又は65歳以上の者

(2)　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの

(3)　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務

ハ　卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間857円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

附　則

この決定は、平成20年12月17日から効力を生ずる。